証券コード　7273
平成27年６月８日

株 主 各 位

神奈川県厚木市上依知３０１９
株式会社 イ ク ヨ
代表取締役社長　神 尾 裕 司

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　神奈川県厚木市中町二丁目13番１号
レンブラントホテル厚木　２階　暁紅
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第76期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件

以　上

◎お願い　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.ikuyo194.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の現況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外景気下振れによる国内経済への下押しリスクが懸念されるものの、雇用・所得環境の改善による消費マインドの持ち直しを背景に、昨年４月からの消費増税の反動による低迷から抜け出しつつあり、景気は緩やかな回復基調で推移してまいりました。

当社の関係する自動車業界では、国内市場において消費税引き上げ後に自動車取得税の引き下げやエコカー減税の拡充等を実施したものの、消費税引き上げ前の駆け込み需要の反動もあり、自動車生産台数は減少いたしました。その一方、販売が好調な北米市場等が牽引し、世界市場全体としては、堅調に推移してまいりました。

このような景況下、当社では、主要取引先の海外向けの売上が安定的に推移したこと、継続的に取り組んでいる社内合理化、原価低減活動の推進により、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益ともに、当初目標を上回る結果となりました。

また、当期純利益については、資産効率性の向上を目的として、保有している有価証券の売却を行い、投資有価証券売却益58百万円、海外の非連結子会社であるPT.IKUYO INDONESIAについて、実質価額の下落による関係会社株式評価損15百万円を計上しました。

さらに、業績の回復及び今後の業績見通しを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性の検討を行い、法人税等調整額△160百万円を計上しました。

この結果、当事業年度における業績は、売上高10,526百万円（前期比13.7%増）、営業利益911百万円（前期比38.2%増）、経常利益831百万円（前期比38.9%増）、当期純利益966百万円（前期比174.5%増）となりました。

当事業年度の現況は以上のとおりでございますが、配当原資となる利益剰余金が引き続き欠損となっております。

誠に遺憾ではありますが、当期の配当は見送らざるを得ない状況にあり、無配とさせていただきたく存じます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

② 設備投資の状況
　当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は914百万円であり、その主なものは、金型を含む工具器具備品717百万円であります。

③ 資金調達の状況
　当社は平成26年６月30日付で主要取引金融機関、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団との間で総額2,900百万円のシンジケートローン契約を締結しております。
　なお、当事業年度末借入金残高は2,097百万円となります。

(2) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第73期 (平成24年３月期)	第74期 (平成25年３月期)	第75期 (平成26年３月期)	第76期 (平成27年３月期)
売　　上　　高(百万円)	9,245	8,358	9,260	10,526
当 期 純 利 益(百万円)	58	184	352	966
１株当たり当期純利益	3円82銭	12円04銭	22円95銭	63円01銭
総　　資　　産(百万円)	7,781	7,138	7,157	8,031

(3) 重要な親会社及び子会社の状況
① 親会社の状況
　該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
　該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社をとりまく環境は、自動車業界においては、国内市場では短期的には消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動は避けられないものの、海外景気の持ち直しから、一定の改善が見込まれます。一方で、成長市場である新興国の政治・経済の不安定リスク等もあわせ持っています。こうした状況下、完成車メーカーでは新興国でも多様なニーズに合わせたクルマ作りを志向し、開発や調達の現地化を強化しております。これを受けて自動車部品業界では海外事業基盤と国内外の製品開発力及び技術開発力を強化し、顧客ニーズを短期間で具現化することで、グローバル競争を乗り越えていく必要があります。

このような事業環境のなか、当社が継続的に事業規模を拡大させていくためには、下記の課題への対応が必要であると考えております。

① 安定的な収益基盤の強化

当社は、既存及び新規部品の営業強化による受注獲得及び売上拡大に取り組み、材料調達コストの低減化とあわせて、高水準の利益確保を目指しながら、一層の財務基盤の健全化に取り組んでまいります。

② 技術力確保と品質向上及び生産性向上

当社は、お客様第一を徹底するため、新規技術・工法の開発による技術力のアップを図り、より高品質な製品の製造により、お客様の要望に応える生産体制に取り組んでまいります。

③ 人財育成による企業強化

当社は、人材が重要な財産であると認識し、会社を発展成長させるための重要な課題として、社内教育、社外教育活用による社員のレベルアップ及び後継者の人財育成に取り組み、会社全体の収益力向上に取り組んでまいります。

④ 内部統制及び業務管理体制の強化

当社は、内部統制の適切な構築、運用を行っておりますが、今後も、適時見直しを継続して行ってまいります。また、業務管理の強化を図り、品質管理、業務運営管理をより一層緻密化し、企業価値を高め、社会から信頼される企業として経営の透明性と健全性を確保し、ステークホルダーの皆様との信頼関係の構築に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社の事業は、自動車部品及びその他の事業に区分され、具体的な事業内容としては、自動車内外装プラスチック部品等の製造及び販売、各種金型等の製造販売を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	神奈川県厚木市
厚木工場	神奈川県厚木市
名古屋工場	愛知県半田市
名古屋第二工場	愛知県半田市
岡山工場	岡山県浅口市

② 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165（33）名	3（△2）名	42.97歳	14.72年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	805百万円
株式会社横浜銀行	662
株式会社商工組合中央金庫	518
三井住友信託銀行株式会社	110

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　60,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　15,385,000株
(3) 株主数　　1,138名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日東株式会社	5,016千株	32.6%
酒井政賢	2,034	13.2
ヤイズボデー工業株式会社	635	4.1
日本証券金融株式会社	433	2.8
水野弘	330	2.1
クリナップ株式会社	324	2.1
株式会社紀文食品	306	2.0
株式会社三井住友銀行	258	1.7
株式会社ＳＢＩ証券	246	1.6
株式会社キッツ	211	1.4

（注）持株比率は自己株式（46,101株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況　（平成27年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	李　　秀　鵬	大連日東塑料加工有限公司　会長 日東株式会社 代表取締役 株式会社協和精機製作所　取締役会長 旭計器株式会社 取締役 神明電機株式会社 代表取締役会長 株式会社タマダイ 代表取締役会長
代表取締役社長	神　尾　裕　司	
取締役副社長	内　野　　実	開発・技術統括部長
取　締　役	渡　辺　　浩	製造事業部長
常勤監査役	半　澤　祐　治	
監　査　役	小　峰　雄　一	オンコセラピー・サイエンス株式会社　取締役 株式会社医学生物学研究所　監査役 株式会社サン・ライフ　監査役 税理士法人綜合税務会計　社員
監　査　役	飯　嶌　宣　男	

（注）１．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
平成26年６月25日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、取締役小川哲央氏は任期満了により退任いたしました。

２．監査役小峰雄一氏及び監査役飯嶌宣男氏は、社外監査役であります。

３．監査役小峰雄一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当社は、監査役小峰雄一氏及び監査役飯嶌宣男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったこともあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努め適任者を得ることができましたので、平成27年６月25日開催予定の第76回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を付議いたします。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	5名 －	55百万円 －
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	13 (4)
合計	8	68

（注）１．上記には、平成26年６月25日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
２．取締役の報酬限度額は、平成12年６月26日開催の第61回定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成７年６月19日開催の第56回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役小峰雄一氏は、オンコセラピー・サイエンス株式会社の社外取締役、株式会社医学生物学研究所及び株式会社サン・ライフの社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（9回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 小峰雄一	12回	100%	9回	100%
監査役 飯嶌宣男	12	100	9	100

③ 取締役会及び監査役会における発言状況

	取締役会及び監査役会における発言状況
監査役 小峰雄一	主に財務及び会計に関する分野から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、監査役会において、監査方針、監査計画など監査業務に関して適宜、必要な発言を行っております。
監査役 飯嶌宣男	主に経営全般に関する分野から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、監査役会において、監査方針、監査計画など監査業務に関して適宜、必要な発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度責任額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　清和監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

１．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）企業の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社は、このような認識に基づき経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し、その精神を役員・使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と企業倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

（２）当社の役員は、この「企業行動規範」に従い法令遵守及び企業倫理の浸透を率先垂範して行う。

（３）コンプライアンスの担当役員として管理部門担当取締役を任命し、総務・人事部門がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（１）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書管理規定」に定め、これに従い当該情報を「文書保存期間基準」に基づき適切に保存し管理する。

① 株主総会議事録と関連資料
② 取締役会議事録と関連資料
③ 取締役を決裁者とする決裁書類（稟議書）及び付属書類

（２）監査役は取締役の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

３．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

代表取締役は、各部門担当取締役とともに、既存の「稟議規定」「安全衛生管理規定」「内部者取引管理規定」「購買管理規定」「生産管理規定」「品質保証規定」「販売管理規定」「経理規定」「内部監査規定」等に基づき部門ごとのリスクを体系的に管理する。

全社的なリスクを総括的に管理する部門は総務・人事部門とし、各部門においては、関連規定に基づきマニュアルを制定し、部門ごとのリスク管理体制を確立する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。

（２）代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、「組織規定」「職務権限規定」に定める機関または手続きにより必要な決定を行う。これらの規定は、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。

５．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」「企業行動規範」の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。

（２）当社の使用人は、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、コンプライアンス担当役員に報告するものとする。

（３）当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等について、それを直接通報しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「公益通報者保護規定」を制定する。

（４）監査役及び内部監査部門は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、代表取締役に報告する。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

（１）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置く。

（２）指名された使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

７．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（１）代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況及び内部体制に関する報告を行う。

（２）代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
① 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの。
② 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの。
③ 社内外へ環境、安全、衛生に関する重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの。
④ 行動規範、諸規定への違反で重大なもの。
⑤ その他の上記①～④に準じる事項。
（３）監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人の説明を求めることができる。

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（１）当社の役員・使用人は、監査の実効性、有用性に対する理解が浸透するように監査環境を整備する。
（２）代表取締役との定期的な意見交換を行う。
（３）監査役は、「監査役会規定」「監査役監査基準」「内部統制システム基本方針」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

９．財務報告の信頼性を確保する体制
財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制基本方針」を策定し、財務に係る業務の仕組みを整備構築し、業務の改善に努める。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**3,635,667**	**流動負債**	**3,724,177**
現金及び預金	788,630	支払手形	1,059,083
受取手形	806,615	買掛金	850,472
売掛金	1,397,078	短期借入金	770,000
商品及び製品	94,926	1年内返済予定の長期借入金	214,000
仕掛品	81,386	リース債務	2,915
原材料及び貯蔵品	157,118	未払金	261,409
前払費用	25,106	未払費用	103,254
短期貸付金	3,494	未払法人税等	53,165
未収入金	87,568	未払消費税	57,196
繰延税金資産	151,012	前受金	21,219
その他	42,728	預り金	21,049
固定資産	**4,396,135**	賞与引当金	83,472
有形固定資産	**3,745,954**	設備関係支払手形	226,938
建物	771,778	**固定負債**	**1,819,224**
構築物	84,768	長期借入金	1,113,000
機械及び装置	123,620	リース債務	2,900
車両運搬具	5,625	繰延税金負債	83,359
工具、器具及び備品	1,449,575	退職給付引当金	619,964
土地	1,169,861	**負債合計**	**5,543,401**
リース資産	5,539	**純資産の部**	
建設仮勘定	135,185	**株主資本**	**2,280,966**
無形固定資産	**30,414**	**資本金**	**2,298,010**
電話加入権	10,791	**資本剰余金**	**2,323,426**
ソフトウェア	19,503	資本準備金	2,323,426
その他	120	**利益剰余金**	**△2,331,146**
投資その他の資産	**619,765**	利益準備金	123,500
投資有価証券	531,280	その他利益剰余金	△2,454,646
関係会社株式	17,479	繰越利益剰余金	△2,454,646
出資金	1,150	**自己株式**	**△9,324**
長期貸付金	6,590	**評価・換算差額等**	**207,434**
長期前払費用	291	**その他有価証券評価差額金**	**207,434**
その他	62,972	**純資産合計**	**2,488,400**
資産合計	**8,031,802**	**負債・純資産合計**	**8,031,802**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**10,526,543**
売上原価		**8,581,225**
売上総利益		**1,945,318**
販売費及び一般管理費		1,034,113
営業利益		**911,204**
営業外収益		
受取利息	316	
受取配当金	12,570	
金型精算差益	6,915	
保険差益	22,679	
雑収入	6,915	49,396
営業外費用		
支払利息	65,255	
シンジケートローン手数料	60,000	
雑損失	3,967	129,223
経常利益		**831,377**
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	58,723	58,727
特別損失		
固定資産除却損	3,046	
固定資産売却損	56	
関係会社株式評価損	15,070	18,174
税引前当期純利益		**871,931**
法人税、住民税及び事業税	65,397	
法人税等調整額	△160,050	△94,652
当期純利益		**966,584**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年4月1日残高	2,298,010	2,323,426	2,323,426	123,500	△3,421,230	△3,297,730	△9,156	1,314,549
事業年度中の変動額								
当期純利益					966,584	966,584		966,584
自己株式の取得							△168	△168
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	966,584	966,584	△168	966,416
平成27年3月31日残高	2,298,010	2,323,426	2,323,426	123,500	△2,454,646	△2,331,146	△9,324	2,280,966

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日残高	195,422	195,422	1,509,972
事業年度中の変動額			
当期純利益			966,584
自己株式の取得			△168
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	12,012	12,012	12,012
事業年度中の変動額合計	12,012	12,012	978,428
平成27年3月31日残高	207,434	207,434	2,488,400

個別注記表

［重要な会計方針に係る事項］

１．　資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券

関係会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・　　移動平均法による原価法

（２）たな卸資産

①製品、仕掛品及び原材料　　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく、簿価切下げの方法により算定）

②貯蔵品　　主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

平成10年３月31日以前に取得したもの・・・旧定率法によっております。

平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの

・・・旧定額法によっております。

平成19年４月１日以降に取得したもの・・・定額法によっております。

建物以外

工具、器具及び備品

平成19年３月31日以前に取得したもの・・・旧定額法によっております。

平成19年４月１日以降に取得したもの・・・定額法によっております。

その他の有形固定資産

平成19年３月31日以前に取得したもの・・・旧定率法によっております。

平成19年４月１日以降から平成24年３月31日までに取得したもの

・・・定率法（250％定率法）によっております。

平成24年４月１日以降に取得したもの

・・・定率法（200％定率法）によっております。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）　　法人税法の規定に基づく定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

（３）リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の基準により計上しております。
①一般債権	貸倒実績率によっております。
②貸倒懸念債権及び破産更生債権	個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
（２）賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
（３）退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額(定額法)を費用処理しております。 数理計算上の差異は、当事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用または費用の減額処理することとしております。

[その他計算書類作成のための基本となる重要な事項]

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日）を当事業年度より適用し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

この変更による当事業年度の期首の利益剰余金及び当事業年度の損益に与える影響はありません。

[貸借対照表に関する注記]

１．有形固定資産の減価償却累計額	29,161,638 千円
２．担保資産及び担保付債務	
（１）担保に供している資産の額	
建物	771,778 千円
	(344,366)千円
構築物	43,538 千円
	(43,538)千円
機械及び装置	64,161 千円
	(64,161)千円

工具、器具及び備品	533,827 千円
	(533,827)千円
土地	1,169,861 千円
	(61,176)千円
投資有価証券	144,585 千円
計	2,727,752 千円
	(1,047,070)千円

（２）担保付債務の額

短期借入金	770,000 千円
	(770,000)千円
1年内返済予定の長期借入金	214,000 千円
	(214,000)千円
長期借入金	1,113,000 千円
	(1,113,000)千円
計	2,097,000 千円
	(2,097,000)千円

上記の内( )書は、工場財団を組成しております。

（３）上記の他、買掛金105,604千円について、投資有価証券77,220千円を取引保証金として担保に供しております。

３．関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	299 千円

［損益計算書に関する注記］

１．期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額と相殺した後のものです。

たな卸資産評価損	△591 千円

２．関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高	32,761 千円
営業取引以外の取引による取引高	1,676 千円

［株主資本等変動計算書に関する注記］

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	15,385,000株	-株	-株	15,385,000株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	45,269株	832株	-株	46,101株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取832株による増加分であります。

３．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

４．当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

［税効果会計に関する注記］

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税、賞与引当金、退職給付引当金及び繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

［リースにより使用する固定資産に関する注記］

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、車両及び事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

［金融商品に関する注記］

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、主に自動車部品等の製造販売事業を行うため、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、運転資金及び設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の「与信管理規定」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金、ファイナンスリース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、この内一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、資金計画表を作成するなどの方法により管理しています。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1)現金及び預金	788,630	788,630	－
(2)受取手形	806,615	806,615	－
(3)売掛金	1,397,078	1,397,078	－
(4)投資有価証券			
その他有価証券	427,710	427,710	－
(5)支払手形	(1,059,083)	(1,059,083)	－
(6)買掛金	(850,472)	(850,472)	－
(7)短期借入金	(770,000)	(770,000)	－
(8)長期借入金(※2)	(1,327,000)	(1,327,000)	－
(9)リース債務(※3)	(5,816)	(5,441)	375

(※1)負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

(※2)１年以内返済予定の長期借入金を含めた残高を記載しております。

(※3)リース債務は流動負債、固定負債を合計した残高を記載しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	114,652	415,232	300,580
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13,225	12,477	△747
合計		127,877	427,710	299,832

(5)支払手形、(6)買掛金、(7)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(8)長期借入金

変動金利による借入であることから短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9)リース債務
　　リース債務の時価については、元利金の合計額をリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(1)非上場株式(貸借対照表計上額103,570千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。
(2)長期貸付金(貸借対照表計上額6,590千円)は従業員に対する融資が中心であります。個々の金額が僅少なこと及び従業員個人の信用リスクを個別に判定することは困難である等の理由により、時価の把握が困難であります。従って、時価の注記を省略しております。
(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	788,630
受取手形	806,615
売掛金	1,397,078
投資有価証券	－
その他有価証券のうち満期があるもの	－
合計	2,992,324

(注4)長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額
(借入金等明細表)　　(単位：千円)

区分	当期首残高	当期末残高	返済期限
短期借入金	480,000	770,000	－
1年以内に返済予定の長期借入金	2,406,880	214,000	－
1年以内に返済予定のリース債務	4,116	2,915	－
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	－	1,113,000	－
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,209	2,900	－
合計	2,897,205	2,102,816	－

(注)長期借入金及びリース債務(1年以内に返済するものを除く。)の決算日後における返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	214,000	214,000	214,000	214,000	257,000
リース債務	2,047	853	－	－	－

[関連当事者との取引に関する注記]
該当事項はありません。
[１株当たり情報に関する注記]
１．１株当たり純資産額　162円23銭
２．１株当たり当期純利益　63円01銭

[重要な後発事象に関する注記]
当社は、平成27年５月14日開催の取締役会において、平成27年６月25日開催予定の第76回定時株主総会に資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について付議することを決議いたしました。
その内容は以下のとおりであります。
１．資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的
現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金による配当や自社株取得などの株主還元策が実施できる環境を早期に整えるとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、会社法第448条第１項の規定に基づく資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うこととといたしました。
２．資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の要領
（１）資本準備金の額の減少
会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額2,323,426,827円を減少させ、その同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。これにより、資本準備金の額は０円になります。
（２）利益準備金の額の減少
会社法第448条第１項の規定に基づき、利益準備金の額123,500,000円を減少させ、その同額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。これにより、利益準備金の額は０円になります。
（３）剰余金の処分
会社法第452条の規定に基づき、上記（１）資本準備金からその他資本剰余金に振り替えられた2,323,426,827円の全額を繰越利益剰余金に振り替えるとともに、上記（２）により利益準備金から繰越利益剰余金に振り替えられた123,500,000円を合わせた2,446,926,827円をもって、同額の繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。これにより、繰越利益剰余金の額は△7,719,733円になります。
３．資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の日程

（１）	取締役会決議日	平成27年５月14日
（２）	株主総会決議日	平成27年６月25日（予定）
（３）	効力発生日	平成27年６月25日（予定）

[その他に関する注記]
（追加情報）
（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.60％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.05％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.28％となります。
この税率変更により、繰延税金負債の金額は9,503千円減少し、その他有価証券評価差額金が同額増加しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

株式会社　イ　ク　ヨ
取　締　役　会　御　中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　川　田　増　三　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　大　塚　貴　史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イクヨの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、取締役会その他重要会議に出席し、子会社の重要な意思決定に係る重要な決裁書類・資料等を閲覧し、子会社の事業の状況及び子会社に対する経営管理の状況を把握いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告書等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月21日

株式会社　イ　ク　ヨ　監査役会

常勤監査役　　半　澤　祐　治　　㊞

社外監査役　　小　峰　雄　一　　㊞

社外監査役　　飯　嶌　宣　男　　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

１．提案の理由

現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金による配当や自社株取得などの株主還元策が実施できる環境を早期に整えるとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、会社法第448条第１項の規定に基づく資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うことといたしました。

２．資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の要領

（１）資本準備金の額の減少

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額2,323,426,827円を減少させ、その同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

これにより、資本準備金の額は０円になります。

（２）利益準備金の額の減少

会社法第448条第１項の規定に基づき、利益準備金の額123,500,000円を減少させ、その同額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

これにより、利益準備金の額は０円になります。

（３）剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、上記（１）資本準備金からその他資本剰余金に振り替えられた2,323,426,827円の全額を繰越利益剰余金に振り替えるとともに、上記（２）により利益準備金から繰越利益剰余金に振り替えられた123,500,000円を合わせた2,446,926,827円をもって、同額の繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

これにより、繰越利益剰余金の額は△7,719,733円になります。

３．資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の日程

（１）	取締役会決議日	平成27年５月14日
（２）	株主総会決議日	平成27年６月25日（予定）
（３）	効力発生日	平成27年６月25日（予定）

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）会社法施行規則第72条の規定に基づき、現行定款第18条（議事録）を変更するものであります。

（２）平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる範囲が変更されたことに伴い、現行定款第28条（取締役の責任免除）及び第38条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

なお、変更定款案第28条に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

（３）その他、条項の修正、表現の変更と明確化、字句の修正等、定款全般に亘って所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　定　款　案
第6条（発行可能株式総数） 当社が発行する株式の総数は、6,000万株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。
第9条（単元未満株式についての権利） 当社の、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株式予約権の割当てを受ける権利	第9条（単元未満株式についての権利） 当社の、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第10条（株主名簿管理人） 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。 3. 当社の株主名簿、新株予約権簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	第10条（株主名簿管理人） 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。 3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

現　行　定　款	変 更 定 款 案
第11条（株式取扱規則） 　当社の株式、新株式予約権及び株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第11条（株式取扱規則） 　当社の株式、新株予約権及び株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第12条（基準日） 　当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。	第12条（招　集） 　当社の定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。
第13条（招　集） 　当社の定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。	第13条（基準日） 　当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。
第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 　当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 　当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第16条（決議の方法） 1．株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。 2．会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。	第16条（決議の方法） 1．株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。 2．会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。

現　行　定　款	変　更　定　款　案
第18条（議事録） 株主総会における議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印する。	第18条（議事録） 株主総会における議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。
第28条（取締役の責任免除） 1. 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。	第28条（取締役の責任免除） 1. 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。
第38条（監査役の責任免除） 1. 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。	第38条（監査役の責任免除） 1. 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。
第40条（任　期） 1. 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	第40条（任　期） 1. 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第３号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（４名）が任期満了となりますので、社外取締役候補者１名を含む取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	り　しゅうほう 李　　秀　鵬 (昭和43年３月18日生)	昭和59年１月　大連壁海山荘入社 平成元年１月　大連鵬成飲食会社設立 社長 平成13年６月　大連鵬成餐飲管理サービスセンター設立 社長 平成15年９月　大連田村塑料有限公司設立（日中合弁）董事長 平成19年１月　大連鵬成食品有限公司設立 社長 平成20年12月　大連日東塑料加工有限公司（日中合弁）会長(現任) 平成22年４月　大連旭計器有限公司 会長(現任) 平成22年８月　成悦株式会社 代表取締役(現任) 平成23年２月　日東株式会社 代表取締役(現任) 平成23年４月　当社顧問 平成23年６月　当社代表取締役会長(現任) 平成23年７月　株式会社協和精機製作所 取締役会長(現任) 平成24年７月　旭計器株式会社　取締役（現任） 平成24年９月　神明電機株式会社　代表取締役会長(現任) 平成25年12月　株式会社タマダイ　代表取締役会長(現任)	－株
2	かみお　ゆうじ 神　尾　裕　司 (昭和30年７月22日生)	昭和53年４月　当社入社 平成14年７月　当社第二営業部長 平成18年４月　当社執行役員第二営業部長 平成20年４月　当社営業統括部長 平成20年10月　当社執行役員営業統括部長 平成20年11月　当社取締役営業統括部長 平成21年２月　当社取締役営業購買統括部長 平成25年６月　当社代表取締役社長(現任)	13,000株
3	うちの　みのる 内　野　　実 (昭和24年６月18日生)	昭和47年４月　日産自動車株式会社入社 平成10年４月　同社材料技術部長 平成12年４月　日立粉末冶金株式会社入社 平成15年６月　同社執行役技術開発センター長 平成18年４月　同社執行役常務 平成20年４月　同社執行役専務粉末冶金事業本部長 平成20年７月　同社専務取締役 平成21年４月　同社常務取締役技術開発本部長 平成22年４月　同社監査役 平成24年４月　当社顧問 平成24年６月　当社取締役副社長 平成24年６月　当社取締役副社長開発・技術統括部長(現任)	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	わたなべ　ひろし 渡　辺　　浩 (昭和30年12月12日生)	昭和54年４月　三菱自動車工業株式会社入社 平成20年６月　同社調達本部調達技術部担当部長 平成21年４月　同社調達本部調達技術部部長 平成23年４月　当社顧問 平成23年６月　当社取締役品質統括部長 平成24年７月　当社取締役開発・品質統括部長 平成25年６月　当社取締役製造事業部長（現任）	－株
5	※ もり　きみとし 森　　公　利 (昭和26年８月５日生)	昭和49年４月　神栄株式会社入社 昭和56年９月　松下精工株式会社（現パナソニックエコシステムズ株式会社）入社 法務、コンプライアンス部門責任者を歴任 平成18年４月　同社理事法務部長 平成21年６月　同社監査役 平成25年６月　株式会社指月電機製作所取締役（現任）	－株

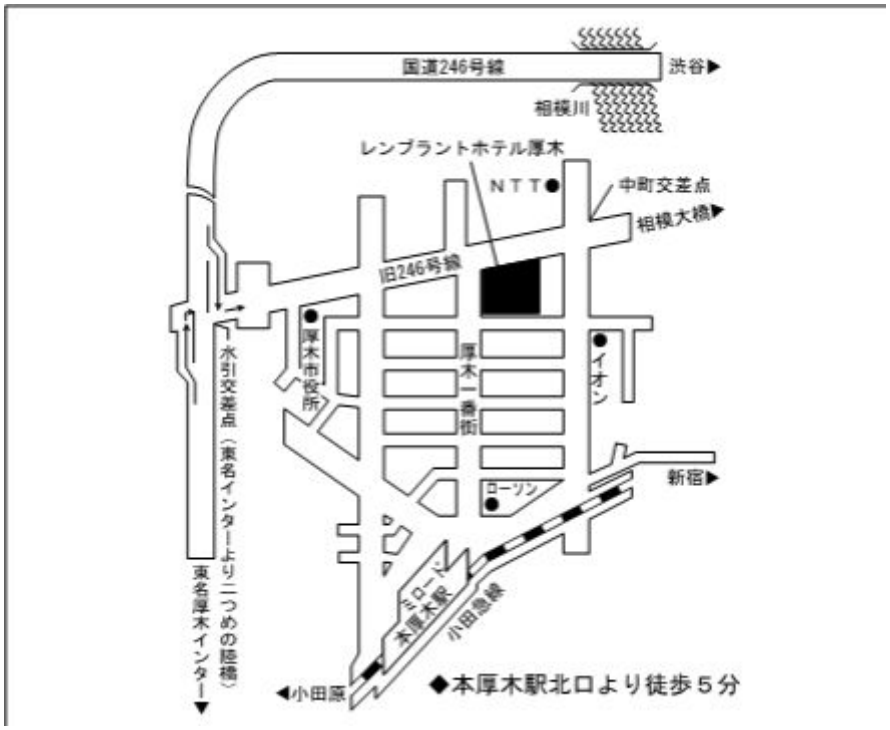
（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
(1) 森公利氏は、社外取締役候補者であります。
(2) 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
(3) 同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏は、株式会社指月電機製作所の社外取締役を務めており、企業経営に関し豊富な経験及び見識を有しております。この経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から当社の経営全般に助言をいただくため、社外取締役候補者といたしました。
(4) 同氏の選任が原案どおり承認された場合は、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度責任額となります。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　神奈川県厚木市中町二丁目13番１号
ＴＥＬ 046（221）0001
レンブラントホテル厚木　２階　暁紅



◎交通のご案内
小田急線／新宿駅より約１時間
小田急線／小田原駅より約50分
相鉄線／横浜駅より約50分（海老名駅にて小田急線乗り換え）